

《2輪走行》車両規定

共通事項

音量規制値は厳守してください。

全ての走行車両は、中間パイプ・消音機能を持つサイレンサーを装着した車両とし、直管ストレートパイプ構造マフラー装着車両は走行できません。

排気音量の測定は、サーキットの測定方法により行われ、音量基準値は、保安基準値でもある 96db 以内、**走行中の音量は 100db 以内とします。**

(音量基準値については、予告なく変更する場合があります。)

タイヤバランス用ウェイトは飛散防止としてガムテープで固定してください。

スクーター車両は、排気量を問わず走行はできません。

仮ナンバー装着車両の走行が禁止です。

フリー [2 R]

「鷹巣ライセンス」所持者が登録車両（ナンバー付）でフルコースを走行できます。

「鷹巣ライセンス」(フリー走行ライセンス)については、現在調整中です。

【走行できない車両】

スクーター

競技用車両

競技用に改造されていると思われる車両

スリックタイヤ（タイヤの溝が減り、走行に危険を及ぼす可能性がある場合を含む）

【保安部品】

必ず取り外さないといけないもの

取り外し可能なもの

バックミラー

ウインカー

ヘッドライト

スタンド

ビリオンステップ

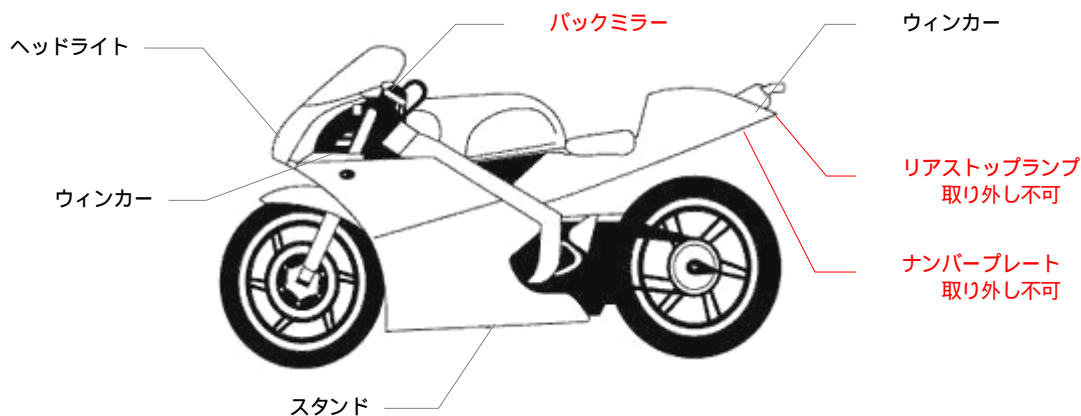
ヘッドライト、ウインカー、を取り外さない場合は、飛散防止としてビニールテープでテーピングしてください。

取り外してはならないもの

ナンバープレート

リアストップランプ

4サイクル車両は、オイル受けアンダーカウルの装着を推奨



エンジョイ [2 E]

「認定ライセンス」所持者が登録車両（ナンバー付）でフルコースを走行できます。
ミニバイク（124 cc以下）でも走行可能ですが、125 cc以上の車両との混走は原則不可とします。

【走行できる車両】

一般公道を走行できる登録車両（ナンバー付で排気量 125 cc ~ ）
道路運送車両法（車検対応範囲内）でのパーツ類（マフラーを含む吸排気系、サスペンション、タイヤ、ハンドル、ブレーキ系）の変更は可能

【走行できない車両】

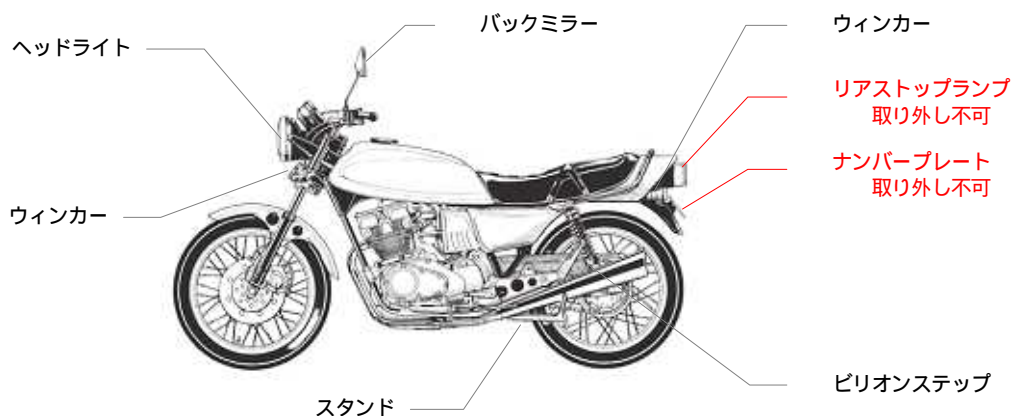
スクーター
競技用車両（ミニバイクは除く）
競技用に改造されていると思われる登録車両
スリックタイヤ（タイヤの溝が減り、走行に危険を及ぼす可能性がある場合を含む）

【保安部品】

取り外し可能なもの バックミラー
 ウィンカー
 ヘッドライト
 スタンド
 ビリオンステップ
 ヘッドライト、ウィンカー、バックミラーを取り外さない場合は、飛散防止としてビニールテープでテーピングしてください。

取り外してはならないもの ナンバープレート
 リアストップランプ（ビニールテープでテーピング）

4サイクル車両は、オイル受けアンダーカウルの装着を推奨



ミニ [M 2]

「認定ライセンス」もしくは「限定ライセンス」所持者がミニバイク（～124 cc）で走行できる走行枠です。
なお、「限定ライセンス」ではフルコースの走行はできません。

【走行できない車両】

スクーター
スリックタイヤ（タイヤの溝が減り、走行に危険を及ぼす可能性がある場合を含む）

【登録車両の保安部品】

「2 R」に準じます。

【競技用車両の保安部品】

4サイクル車両はオイル受けアンダーカウルの装着を推奨
エンジンのドレンボルト類は確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の位置に固定を推奨
オイルパンに進入する外部オイルフィルターのスクリューやボルトはワイヤーロットを推奨
冷却水は水を使用し、クーラント類を使用しないことを推奨